



定期第 5 1 6 号 令和 4 年 1 1 月 4 日 発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
4 8	技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	人事課
4 9	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	同
5 0	徳島県職員互助団体に関する規則の一部を改正する規則	職員厚生課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
8	徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令	人事課
9	職員の旅費に関する条例第 2 条第 2 項の規定による職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令	同

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	
	職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	
	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	
	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	
	警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	
	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	
	農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	
	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	
	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	
	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	
	職員の給与に関する条例附則第三項等の規定による給料月額に関する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	職員の給与に関する条例附則第五項，第七項又は第八項等の規定による給料に関する規則	
	職員の勤務時間，休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	
	職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	
	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第九条第一項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則	

【公布された条例等のあらまし】

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十八号）

一 六十歳等に達した日後における最初の四月一日以後における給料月額等の特例措置を定めることとした。

二 定年前再任用短時間勤務職員について、給料の調整額の算定の基礎となる調整基本額を定めることとした。

三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十九号）

一 職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

徳島県職員互助団体に関する規則の一部を改正する規則（規則第五十号）

一 定年前再任用短時間勤務職員を徳島県職員互助団体の構成員とすることとした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

四 令和十四年三月三十一日までの間、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員を徳島県職員互助団体の構成員とすることとした。

徳島県規則第四十八号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年徳島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十五条」を、「第十五条及び附則第二項」に改める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項に見出しとして「（平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における給料月額の特例）」を付する。附則に次の見出し及び二項を加える。

（六十歳等に達した日後における最初の四月一日以後における給料月額等の特例措置）

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳（印刷、調理、クリーニング、繰糸濯、炊事等の労務に従事する職員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日以後、給料表の給料月額のうち、第三条、第四条、第八条第一項及び第九条の規定により当該職員の属する職務の等級並びに第五条、第七条、第八条第三項及び第九条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- 二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第五その二の表中「調整基本額表」を「調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員以外の職員）」に改め、同その二の表の次に次のように加える。

その3 調整基本額表（定年前再任用短時間勤務職員）

職務の等級	調整基本額

1 級	5,800円
2 級	6,100円
3 級	6,700円
4 級	7,300円
5 級	8,200円

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県規則第四十九号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第一二の表中

1級	看護師
	准看護師
2級	保健師

を

1級	准看護師
2級	保健師

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県規則第五十号

徳島県職員互助団体に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職員互助団体に関する規則の一部を改正する規則

徳島県職員互助団体に関する規則（昭和四十五年徳島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 令和十四年三月三十一日までの間、改正後の第二条第四号の規定の適用については、同号中「職員」とあるのは、「職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員」とする。

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県職員服務規程（昭和四十年徳島県訓令第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県訓令第九号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による職務の等級を定める訓令（昭和六十年徳島県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

本則の第一号の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、本則の第二号の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなして、改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による職務の等級を定める訓令の規定を適用する。

職員の内用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

職員の内用に関する規則の一部を改正する規則

職員の内用に関する規則（規則四九）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「第二十八条の二第四項」を「第二十八条の六第四項」に改め、「再任用（法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用することをいう。）の場合を除き」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に係る経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の第五十六条の規定の適用については、同条中「採用は」とあるのは、「採用は、暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用することを含む。）の場合を除き」とする。

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊 明

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（規則四 一）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第五項」の下に「、第六条第九号、第九条第三項、第十二条及び第十三条並びに附則第三項及び第四項」を加える。

第八条を第十四条とする。

第七条中「（第四号様式）」を「（第六号様式）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、異動期間延長職員の任用状況報告書（第七号様式）により人事委員会に報告しなければならない。

第七条を第十三条とする。

第六条第五号中「勤務延長に係る職員」を「勤務延長職員（条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員をいう。）」に、「期限の定めのない職員となつた」を「勤務延長職員ではなくなつた」に改め、同条に次の三号を加える。

七 法第二十八条の二第一項の規定により降任等をする場合

八 条例第九条の規定により異動期間を延長する場合

九 異動期間の期限を繰り上げる場合

第六条を第十二条とし、第五条の次に次の六条を加える。

（条例第六条第九号の人事委員会規則で定める職）

第六条 条例第六条第九号の人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

一 徳島県企業局企業職員給与規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第十三号）（第二条の規定においてその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）（第四条第一項第一号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が六級以上である職員の職（条例第六条第一号に掲げる職を除く。））

二 徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）（第二条第一項第一号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が六級以上である職員の職（条例第六条第一号に掲げる職を除く。））

三 徳島県病院局職員給与規程第二条第一項第二号ロに掲げる医療職給料表（二）の適用を受ける職員のうちその職務の等級が六級以上である職員の職（条例第六条第一号に掲げる職を除く。）

四 徳島県病院局職員給与規程第二条第一項第二号ハに掲げる医療職給料表（三）の適用を受ける職員のうちその職務の等級が六級以上である職員の職（条例第六条第一号に掲げる職を除く。）

（異動期間の延長の承認に係る手続）

第七条 任命権者は、条例第九条第二項又は第四項の規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、あらかじめ異動期間の延長承認申請書（第四号様式）に人事記録カ-

ドの写し及び異動期間の延長に係る第十条の同意書の写しを添付して人事委員会に提出しなければならない。

(条例第九条第三項の人事委員会規則で定める管理監督職)

第八条 条例第九条第三項の人事委員会規則で定める管理監督職は、公立学校の特定管理監督職群にあつては、市町村立の小学校及び中学校並びに県立学校の校長、副校長及び教頭とする。

(条例第九条第三項又は第四項の規定による任用)

第九条 条例第九条第三項又は第四項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十条 任命権者は、条例第十条の規定により職員の同意を得るときは、異動期間の延長等の同意書(第五号様式)によりその同意を得なければならない。

(条例第十二条の人事委員会規則で定める情報)

第十一条 条例第十二条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(同条の規定により採用することをいう。以下同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- 一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な事項
再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

附則第二項を次のように改める。

(条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員)

- 2 条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員は、病院、診療所、保健所その他の施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師(条例第二条第二項に規定する医師及び歯科医師を除く。)とする。

附則に次の三項を加える。

(条例附則第四項の人事委員会規則で定める職員)

- 3 条例附則第四項の人事委員会規則で定める職員は、技能労務職員(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)第一条に規定する技能労務職員及び同条に規定する技能労務職員に相当する職員で企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)又は病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)の適用を受けるものをいう。)のうち、印刷、調理、クリーニング、線系若しくは船舶乗組みの業務又は庁舎の警備、清掃等の庁務若しくは道路の維持補修、洗濯、炊事等の労務に従事する者とする。

(情報の提供)

- 4 条例附則第六項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢六十年(条例附則第四項に規定する者に

あつては、年齢六十三年。以下同じ。)に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。

- 一 管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
- 二 定年前再任用に関する情報
- 三 年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
- 四 当該職員が年齢六十年に達した日後における最初の三月三十一日以後その者の非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に条例第二条の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
- 五 前各号に掲げるもののほか、条例附則第六項の規定により勤務の意思を確認するた
め必要であると任命権者が認める情報

(勤務の意思の確認)

5 条例附則第六項の規定による勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- 一 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- 二 年齢六十年に達する日以後の退職の意思
- 三 定年前再任用短時間勤務職員(法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。)として勤務する意向
- 四 その他任命権者が必要と認める事項

第四号様式中「第4号様式(第7条関係)」を「第6号様式(第13条関係)」に、「第7条」を「第13条第1項」に改め、同様式の別紙を次のように改める。

別紙

勤務延長の状況について

年 月 日から 年 月 日まで

氏 名 生 年 月 日	定年退職日	所 属 職	級号俸	勤務延長の期限	勤務延長の事由	職 務 内 容
			-	~		
			-	~		
			-	~		
			-	~		
			-	~		

第四号様式を第六号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第7号様式(第13条関係)

第 年 月 日
号

徳島県人事委員会委員長 殿

(任命権者)

印

異動期間延長職員の任用状況報告書

人事委員会規則4-10第13条第2項の規定に基づき、異動期間延長職員の任用状況について、別紙のとおり報告します。

別紙

異 動 期 間 延 長 の 状 況 に つ い て

年 月 日から 年 月 日まで

氏 名 生 年 月 日	所 属 職	級号俸	異動期間延長の期限	異動期間延長の事由	根拠条項	職 務 内 容
		-	~			
		-	~			
		-	~			
		-	~			
		-	~			

第三号様式の次に次の二様式を加える。

第4号様式（第7条関係）

異動期間の延長承認申請書

第 年 月 日
号

徳島県人事委員会委員長 殿

（任命権者）

印

第2項

職員の定年等に関する条例第9条の規定に基づき、異動期間の延長の

第4項

承認について次のとおり申請します。

異動期間の延長 予定の氏名		所 属 ・ 職		
		級 号 俸		
生 年 月 日	年 月 日	定年年齢		
現在の職務内容 （具体的に）				
異動期間の延長 の 事 由			異動期間の延長の期間	
			年 月 日から	
			年 月 日まで	
申 請 の 理 由			異動期間の延長後の期間	
			年 月 日から	
			年 月 日まで	

第5号様式(第10条関係)

異動期間の延長等に係る職員の同意書

年 月 日

(任命権者) 殿

所 属
職・氏名

私は、職員の定年等に関する条例(昭和59年徳島県条例第41号)

1
2
第9条第 項の規定に基づき、 年 月 日まで(更に)異動期間を延長されること
3
4

第9条第3項の規定に基づき、他の管理監督職に降任等をされること

に同意します。

注 不要な文字を抹消すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(改正条例附則第二条第一項の承認)
- 2 第三条の規定は、任命権者が職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年徳島県条例第四十一号。以下「改正条例」という。)(附則第二条第一項の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合に準用する。
(改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職)
(改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職)
- 3 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)(の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年(改正条例附則第二条第二項に規定する新定年条例定年をいう。以下この項及び次項において同じ。)(が基準日の前日における新定年条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、改正条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年徳島県条例第四十一号。以下「旧条例」という。)(第三条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が改正条例第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)(第三条第一項に規定する定年である職に限る。))とする。
 - 一 基準日以後に新たに設置された職
 - 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員)
- 4 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。
(改正条例附則第三条第一項の人事委員会規則で定める情報等)
- 5 改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は第四条第一項若しくは第二項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。
 - 一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - 二 暫定再任用(改正条例附則第三条第一項第四号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。)(を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項(改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職)
- 6 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同条に規定する基準日をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。)(の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新条例第十二条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)(を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第三条に規定する定年をいう。)

以下この項から第八項までにおいて同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新条例第二条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

（改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める者）

7 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

（改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）

8 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第六項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第一号中「管理職手当に関する規則」を「次号に掲げる職員以外の管理職手当に関する規則」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務職員（法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である規則六 七五別表第一に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 一万一千円

ロ 二種 一万円

ハ 三種 九千円

ニ 四種 七千円

ホ 五種及び六種 五千円

第十五条の三第一項中「規則六 七五別表第一に掲げる職を占める」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次号に掲げる職員以外の規則六 七五別表第一に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 六千円

ロ 二種 五千五百円

ハ 三種 五千円

ニ 四種 四千円

ホ 五種及び六種 三千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である規則六 七五別表第一に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 五千五百円

ロ 二種 五千円

ハ 三種 四千五百円

ニ 四種 三千五百円

ホ 五種及び六種 二千五百円

第十五条の三第一項第三号から第五号までを削る。

第二十八条第一項中「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十八条の二第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
第三十条第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第二項を次のように改める。

（条例附則第三項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額）

- 2 条例附則第三項の規定の適用を受ける職員に対する第十五条の二第二項及び第十五条の三第一項の規定の適用については、当分の間、第十五条の二第二項第一号及び第十五条の三第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
（管理職員特別勤務手当についての暫定再任用職員に関する経過措置）
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、改正後の第十五条の二第二項及び第十五条の三第一項の規定を適用する。
（勤勉手当についての暫定再任用職員に関する経過措置）
- 3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定を適用する。
（端数計算についての暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 4 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第三十条第三号の規定を適用する。

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊 明

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則（規則六 一〇）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を削る。

第三条の二第二号中「附則第三十三項」を「附則第三項」に改め、同条第三号中「附則第三十四項」を「附則第四項」に改め、同条第四号中「附則第三十五項」を「附則第五項」に、「昭和六十二年四月一日」を「同年四月一日」に改め、同条第五号中「附則第三十九項」を「附則第九項」に改める。

第四条第一項中「に規定する」を「の」に、「十五年」を「二十年」に改める。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

（条例第八条の三第一項第一号の人事委員会規則で定める年齢の特例）

2 当分の間、条例第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者に対する第四条第一項の規定の適用については、同項中「二十年」とあるのは「十五年」とするほか、条例附則第二十一項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

別表口の表第一号区分の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた者のうち、平成十八年四月一日以後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「一般職給与法」という。）の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの

別表口の表第二号区分の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安

職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの

別表口の表第三号区分の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊 明

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六 一二）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第二条に次の三項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。） 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。）第二條第三項又は第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十條第三項の規定により同條第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。） 勤務時間条例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の等級及び号俸に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の等級に応じた別表第二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の等級に応じた別表第三に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第三条 前條第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに同條第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の一項を加える。

（職員の給与に関する条例附則第三項等の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

2 職員の給与に関する条例附則第三項、徳島県学校職員給与条例附則第三項及び徳島県

地方警察職員の給与に関する条例附則第三項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三 調整基本額表（第二条関係）

イ 行政職給料表

職務の等級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円
9級	13,200円

ロ 研究職給料表

職務の等級	調整基本額
1級	6,500円
2級	7,800円
3級	8,500円

4級	9,800円
5級	11,500円

八 医療職給料表（一）

職務の等級	調整基本額
1級	8,900円
2級	10,200円
3級	11,800円
4級	14,000円

二 医療職給料表（二）

職務の等級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,300円
4級	7,700円
5級	8,500円
6級	9,700円
7級	11,000円
8級	12,800円

ホ 医療職給料表（三）

職務の等級	調整基本額
-------	-------

1 級	7, 100円
2 級	7, 700円
3 級	7, 900円
4 級	8, 200円
5 級	8, 700円
6 級	9, 800円
7 級	11, 100円

∨ 特定獣医師職給料表

職務の等級	調整基本額
1 級	6, 300円
2 級	7, 200円
3 級	8, 500円
4 級	9, 500円
5 級	10, 700円
6 級	11, 700円
7 級	13, 200円

ト 高等学校等教育職給料表

職務の等級	調整基本額
1 級	7, 000円
2 級	8, 200円

特2級	9,100円
3級	9,900円
4級	12,500円

備考 この表の職務の等級が3級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第二の備考2に定める職員にあつては、10,200円とする。

子 小学校中学校教育職給料表

職務の等級	調整基本額
1級	6,800円
2級	8,100円
特2級	8,900円
3級	9,700円
4級	12,200円

備考 この表の職務の等級が3級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第一の備考2に定める職員にあつては、10,000円とする。

リ 公安職給料表

職務の等級	調整基本額
1級	7,200円
2級	7,600円
3級	7,700円
4級	8,700円
5級	9,200円
6級	9,600円

7級	10,300円
8級	11,300円
9級	12,300円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。))附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))の規定により採用された職員をいう。(暫定再任用短時間勤務職員(改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員(法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))とみなして、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則(以下「改正後の規則」という。))第二条第四項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二条第三項及び第四項の規定を適用する。

4 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)第五条、徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)第八条又は徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)第八条の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。))を占める改正法附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。))のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年徳島県条例第四十一号。以下「改正条例」という。))第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年徳島県条例第四十一号)第三条に規定する年齢に達した日が令和五年四月一日(以下「施行日」という。))の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第二条及び第三条並びに前二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の規則第二条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号

に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員（施行日前に改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとした場合に改正条例第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四十五号）第一条の規定による改正前の徳島県学校職員給与条例及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四十七号）第一条の規定による改正前の徳島県地方警察職員の給与に関する条例（次号において「令和五年旧給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の等級を基礎としてこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則（以下「改正前の規則」という。） 第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合）にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、令和五年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の等級を基礎として改正前の規則第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の職務の等級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の等級より下位の同一の給料表の職務の等級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の等級より下位の同一の給料表の職務の等級に変更した場合）

第六条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3 改正法附則第四条第二項又は第六条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員に対する改正後の第十条の規定の適用については、同条第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第二項又は第六条第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の別記様式を適用する。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六 二四）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第二項中「学校職員の管理職手当に関する規則（規則六 二七。以下「規則六 二七」という。）の規定による管理職手当の区分による」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員の管理職手当に関する規則（規則六 二七。

以下「規則六 二七」という。）別表第一に掲げる職を占める学校職員 次に掲げる当該学校職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 四種 八千円

ロ 五種及び六種 六千円

ハ 七種 四千円

二 法第二十二條の四第一項の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）である規則六 二七別表第一に掲げる職を占める学校職員 次に掲げる当該学校職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 四種 七千円

ロ 五種及び六種 五千円

ハ 七種 三千円

第十四条の三第二項第三号を削る。

第十四条の四第一項中「規則六 二七の規定による管理職手当の区分による学校職員」を「学校職員の占める職に係る管理職手当」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次号に掲げる学校職員以外の規則六 二七別表第一に掲げる職を占める学校職員 次に掲げる当該学校職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 四種 四千円

ロ 五種及び六種 三千円

ハ 七種 二千円

二 定年前再任用短時間勤務学校職員である規則六 二七別表第一に掲げる職を占める学校職員 次に掲げる当該学校職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 四種 三千五百円

ロ 五種及び六種 二千五百円

ハ 七種 千五百円

第十四条の四第一項第三号を削る。

第二十七条第一項中「法第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により採用された学校職員（以下「再任用学校職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務

学校職員」に改める。

第二十七条の二第一項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十九条第一号中「第五条の二に規定する法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員（以下「再任用短時間勤務学校職員」という。）」を「第五条第十一項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第四号中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附則第一項に見出しとして、「（施行期日）」を付す。

附則第二項を次のように改める。

（条例附則第三項の規定の適用を受ける学校職員の管理職員特別勤務手当の額）

2 条例附則第三項の規定の適用を受ける学校職員に対する第十四条の三第二項及び第十四条の四第一項の規定の適用については、当分の間、第十四条の三第二項第一号及び第十四条の四第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（管理職員特別勤務手当についての暫定再任用学校職員に関する経過措置）

2 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務学校職員（法第二十二条の四第一項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）とみなして、改正後の第十四条の三第二項及び第十四条の四第一項の規定を適用する。

（勤勉手当についての暫定再任用学校職員に関する経過措置）

3 暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の第二十七条第一項及び第二十七条の二第一項の規定を適用する。

（端数計算についての暫定再任用短時間勤務学校職員に関する経過措置）

4 暫定再任用短時間勤務学校職員（改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された学校職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の第二十九条第一号及び第四号の規定を適用する。

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職手当に関する規則（規則六 二七）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「職員（以下「再任用学校職員」を「学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「なった」を「なった」に改め、「。以下「育児短時間勤務学校職員等」という」を削り、「あつては」を「あつては」に改め、「（以下「算出率」という。）」を削り、同条第三項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、「（法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された学校職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては、その額」及び「、育児短時間勤務学校職員等にあつては、その額に算出率をそれぞれ」を削り、「額）」を「額」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例附則第三項の規定の適用を受ける学校職員の支給額）

2 条例附則第三項の規定の適用を受ける学校職員に対する第二条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用学校職員に関する経過措置）

2 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された学校職員をいう。）（暫定再任用短時間勤務学校職員（同法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）を除く。）に対する改正後の第二条第二項の規定の適用については、同項中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された学校職員をいう。）とみなして、改正後の第二条第二項及び第三項の規定を適用する。

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項第一号中「給料の特別調整額に関する規則」を「次号に掲げる警察職員以外の給料の特別調整額に関する規則」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務警察職員（法第二十二条の四第一項の規定により採用された警察職員をいう。以下同じ。）である規則六 四二別表第一に掲げる職を占める警察職員 次に掲げる当該警察職員の占める職に係る給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二種 一万円

ロ 三種 九千円

ハ 四種 七千円

第十七条の三第一項中「規則六 四二別表第一に掲げる職を占める」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次号に掲げる警察職員以外の規則六 四二別表第一に掲げる職を占める警察職員 次に掲げる当該警察職員の占める職に係る給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二種 五千五百円

ロ 三種 五千円

ハ 四種 四千円

二 定年前再任用短時間勤務警察職員である規則六 四二別表第一に掲げる職を占める警察職員 次に掲げる当該警察職員の占める職に係る給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二種 五千円

ロ 三種 四千五百円

ハ 四種 三千五百円

第十七条の三第一項第三号を削る。

第三十条第一項中「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された警察職員（以下「再任用警察職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改める。

第三十条の二第二項中「再任用警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改める。

第三十二条第一号中「第五条の二」を「第五条第十一項」に、「再任用短時間勤務警察職員」を「定年前再任用短時間勤務警察職員」に改める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第二項を次のように改める。

（条例附則第三項の規定の適用を受ける警察職員の管理職員特別勤務手当の額）

2 条例附則第三項の規定の適用を受ける警察職員に対する第十七条の二第二項及び第十七条の三第一項の規定の適用については、当分の間、第十七条の二第二項第一号及び第十七条の三第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（管理職員特別勤務手当に係る暫定再任用警察職員に関する経過措置）

2 暫定再任用警察職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された警察職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務警察職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された警察職員をいう。以下同じ。）とみなして、改正後の第十七条の二第二項及び第十七条の三第一項の規定を適用する。

（勤勉手当に係る暫定再任用警察職員に関する経過措置）

3 暫定再任用警察職員は、定年前再任用短時間勤務警察職員とみなして、改正後の第三十条第一項及び第三十条の二第一項の規定を適用する。

（端数計算についての暫定再任用短時間勤務警察職員に関する経過措置）

4 暫定再任用短時間勤務警察職員（改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された警察職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務警察職員とみなして、改正後の第三十二条第一号の規定を適用する。

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（規則六 四二）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「次に」を「次の各号に」に改め、「当該各号に定める額」の下に「その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第一号中「なった」を「なつた」に改め、「次号において「育児短時間勤務警察職員等」という。」を削り、「あつては」を「あつては」に改め、「（次号において「算出率」という。）」及び「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を削り、同項第二号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された警察職員」を「第二十二條の四第一項の規定により採用された警察職員（以下「定年前再任用短時間勤務警察職員」という。）」に、「（同項に規定する短時間勤務の職を占める警察職員にあつては）」を「に」に改め、「、育児短時間勤務警察職員等にあつては算出率をそれぞれその額に」及び「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

（条例附則第三項の規定の適用を受ける警察職員の支給額）

2 条例附則第三項の規定の適用を受ける警察職員に対する第二条第二項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用警察職員に係る経過措置）

2 暫定再任用警察職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された警察職員をいう。以下同じ。）（暫定再任用短時間勤務警察職員（同条第一項又は第二項の規定により採用された警察職員をいう。以下同じ。）を除く。）に対する改正後の第二条第二項の規定の適用については、同項第一号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 暫定再任用短時間勤務警察職員は、定年前再任用短時間勤務警察職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された警察職員をいう。）とみなして、改正後の第二条第二項の規定を適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則六 六八）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の一項を加える。

（一般職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

2 第二条第二項の職を占める職員のうち、一般職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

職員の区分 期間の区分	2 項職員 円
1年未満	35,000
1年以上 2年未満	35,000
2年以上 3年未満	35,000
3年以上 4年未満	35,000
4年以上 5年未満	31,500
5年以上 6年未満	28,000
6年以上 7年未満	24,500
7年以上 8年未満	21,000
8年以上 9年未満	18,200
9年以上 10年未満	15,400
10年以上 11年未満	12,600
11年以上 12年未満	9,800
12年以上 13年未満	7,000
13年以上 14年未満	4,200
14年以上 15年未満	2,100

備考

1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第3号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において、「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（規則六 七三）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「法第二十二條の四第一項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第二項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の第二条及び第三条第二項の規定を適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「次に」を「次の各号に」に改め、「当該各号に定める額」の下に「その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第一号中「なった」を「なった」に改め、「。次号において「育児短時間勤務職員等」という「を削り、「あつては」を「あつては」に改め、「（次号において「算出率」という。）」「及び」とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。「を削り、同項第二号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に、「額（同項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては）」を「額に」に改め、「、育児短時間勤務職員等にあつては算出率をそれぞれその額に」及び「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例附則第三項の規定の適用を受ける職員の支給額）

2 条例附則第三項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（暫定再任用短時間勤務職員（同法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を除く。）に対する改正後の第二条第二項の規定の適用については、同項第一号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の第二条第二項の規定を適用する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則六 八七）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（規則六 九七）の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）」に改め、同項第一号中「法第二十八条の四第一項又は法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された教育職員で同項の規定により採用された教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

別表第一及び別表第二中「~~田中田澤~~」を「~~田中田澤~~」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を加え、附則に次の一項を加える。

（条例附則第三項の規定を受ける教育職員の支給額）

2 条例附則第三項の規定の適用を受ける教育職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条中「当該各号に掲げる額」とあるのは、「当該各号に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用教育職員に関する経過措置）

2 暫定再任用教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された教育職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務教育職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された教育職員をいう。）とみなして、改正後の第三条、別表第一及び別表第二の規定を適用する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（規則六 一―二三）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号イ中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「第二十八条の二第一項」及び「（法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員等に関する経過措置）

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用された職員をいう。）は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）第八条の二第三項の同条第一項、徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第十一条の二第三項の同条第一項又は徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）第十三条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 改正法附則第四条第一項又は第六条第一項の規定による採用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。）第二十条の二第一項の規定により退職した日（旧法第二十八条の三、改正法附則第三条第五項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）附則第二条第一項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第二十条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は改正法附則第四条第一項若しくは第六条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 改正法附則第四条第二項又は第六条第二項の規定による採用（法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び法第二十二條の四第一項又は改正法附則第四条第二項若しくは第六条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3

改正法附則第四条第二項又は第六条第二項の規定により採用され勤務した後退職した

日の翌日に法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員に対する改正後の第五條第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四條第二項又は第六條第二項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

4 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の単身赴任手当に関する規則第五條第三項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

職員の給与に関する条例附則第三項等の規定による給料月額に関する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

徳島県人事委員会規則六 一六一

職員の給与に関する条例附則第三項等の規定による給料月額に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号。以下「一般職員給与条例」という。)(附則第三項、徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号。以下「学校職員給与条例」という。)(附則第三項及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号。以下「警察職員給与条例」という。)(附則第三項の規定による給料月額に關し必要な事項を定めるものとする。

(一般職員給与条例附則第四項第二号の人事委員会規則で定める職員)

第二条 一般職員給与条例附則第四項第二号の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年徳島県条例第四十一号)(第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年徳島県条例第四十一号)(第三条第一号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、病院、診療所、保健所その他の施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師(職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する職員を除く。))とする。

(雑則)

第三条 任命権者は、一般職員給与条例附則第三項若しくは第四項、学校職員給与条例附則第三項若しくは第四項又は警察職員給与条例附則第三項若しくは第四項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、人事委員会の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

第四条 この規則に定めるもののほか、一般職員給与条例附則第三項、学校職員給与条例附則第三項及び警察職員給与条例附則第三項の規定による給料月額その他これらの規定並びに一般職員給与条例附則第四項、学校職員給与条例附則第四項及び警察職員給与条例附則第四項並びにこの規則の規定の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例附則第五項、第七項又は第八項等の規定による給料に関する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

徳島県人事委員会規則六 一六一

職員の給与に関する条例附則第五項、第七項又は第八項等の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号。以下「一般職員給与条例」という。）附則第五項、第七項又は第八項、徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第五項、第七項又は第八項及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号。以下「警察職員給与条例」という。）附則第五項、第七項、第九項又は第十項の規定による給料（以下「一般職員給与条例附則第五項等の規定による給料」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般職員給与条例附則第三項等 一般職員給与条例附則第三項、学校職員給与条例附則第三項及び警察職員給与条例附則第三項をいう。
- 二 一般職員給与条例附則第五項等 一般職員給与条例附則第五項、学校職員給与条例附則第五項及び警察職員給与条例附則第五項をいう。
- 三 一般職員給与条例附則第七項等 一般職員給与条例附則第七項、学校職員給与条例附則第七項及び警察職員給与条例附則第九項をいう。
- 四 一般職員給与条例附則第八項等 一般職員給与条例附則第八項、学校職員給与条例附則第八項及び警察職員給与条例附則第十項をいう。
- 五 管理監督職 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十一号）第六条に規定する職をいう。
- 六 異動期間 職員の定年等に関する条例第九条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- 七 特例任用後降任等職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、一般職員給与条例附則第五項等に規定する異動日（警察職員給与条例附則第七項に規定する当該任命をされた日を含む。以下「異動日」という。）の前日において第一項特例任用職員（職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第三項特例任用職員（同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であつたものをいう。
- 八 特定日 一般職員給与条例附則第三項等に規定する特定日をいう。
- 九 降格 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六一四。以下「規則六一四」という。）第二条第三号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規

定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

十 初任給基準異動 一般職員給与条例第四条第一項、学校職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない規則六 一四別表第六に定める初任給基準表（第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

十一 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

十二 上限額 一般職員給与条例第十四条第二項、学校職員給与条例第五条第二項及び警察職員給与条例第五条第二項の規定により職員が属する職務の等級における最高の号俸の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項又は第十七条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。

十三 その者の号俸等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の等級及び号俸をいう。

（一般職員給与条例附則第五項等の人事委員会規則で定める職員）

第三条 一般職員給与条例附則第五項等の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
 - イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - ロ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
 - ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - ニ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- 二 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する一般職員給与条例附則第七項等の規定による給料の支給）

第四条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に一般職員給与条例附則第三項等の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第一号、第二号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特

定日に一般職員給与条例附則第三項等の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第七項等の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号俸等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる

職員に該当するものに対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第四条基礎給料月額、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第七項等の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する一般職員給与条例附則第七項等の規定による給料の支給）

第五条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（職員の定年等に関する条例第九条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に一般職員給与条例附則第三項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第一項第一号から第五号まで、第三項及び第四項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第七項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員が受ける給料月額との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に一般職員給与条例附則第三項等の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつた職員にあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に一般職員給与条例附則第三項等の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第七項等の規定による給料として支給する。

- 一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第四号に掲げる職員を除く。）
仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額
- 二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（任命権者の定めによる職員からの申出に基づく降任に係るものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号俸等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額
- 三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額
- 四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額
- 五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の

七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当するものに対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第七項等の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する一般職員給与条例附則第八項等の規定による給料の支給）

第七条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の等級より下位の職務の等級となる場合のものという。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に一般職員給与条例附則第三項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第八項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給

料表の適用を受ける職員のうち、一般職員給与条例附則第三項等の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げるものには、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第八項等の規定による給料として支給する。

- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- 二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
- 三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第八条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に一般職員給与条例附則第三項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第八項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、一般職員給与条例附則第三項等の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げるものには、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第八項等の規定による給料として支給する。

- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- 二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（任命権者の定めによる職

- 員からの申出に基づく降任に係るものを除く。)をした職員
- 三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- 四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- (特例任用期間降格等職員に対する一般職員給与条例附則第八項等の規定による給料の支給)

第九条 特例任用期間降格等職員(第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格(任命権者の定めによる職員からの申出に基づく降任に係るものに限る。)をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の等級より下位の職務の等級となった職員をいう。以下この条において同じ。)であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)(のうち、特例任用期間降格等職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)(に一般職員給与条例附則第三項等の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)(が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。)(に達しないこととなるものには、特例任用期間降格等職員となつた日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第八項等の規定による給料として支給する。

一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の等級より下位の職務の等級となるものに限る。)をした職員 特例任用期間降格等職員となつた日の前日に特例任用期間降格等職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となつた日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額

が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、一般職員給与条例附則第三項等の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げるものには、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第八項等の規定による給料として支給する。

一 特例任用期間降格等職員となつた日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に規則六 一四第二条第二号に規定する昇格をした職員

二 特例任用期間降格等職員となつた日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の等級より下位の職務の等級となる場合のものを除く。）をした職員

三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間に降格（任命権者の定めによる職員からの申出に基づく降任に係るものを除く。）をした職員

四 仮定異動期間末日の前後に育児短時間勤務等をした職員

五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する一般職員給与条例附則第八項等の規定による給料の支給）

第十条 規則六 一四第十七条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日

（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に一般職員給与条例附則第三項等の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となつた日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして一般職員給与条例附則第三項等の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受ける

こととなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれ

を百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第八項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となつた日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、一般職員給与条例附則第三項等の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げるものには、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第八項等の規定による給料として支給する。

一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き規則六 一四第十七条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの

二 人事交流等職員となつた日後に給料表異動等をした職員

三 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格をした職員

四 人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

五 人事交流等職員となつた日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（この規則により難い場合の措置）

第十一条 一般職員給与条例附則第五項等の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができるとする。

（雑則）

第十二条 この規則に定めるもののほか、一般職員給与条例附則第五項等の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員（法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
第七条の二第一項中「掲げる率」を「定める率」に、「この条の規定」を「この項の規定」に改め、同項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第九条第一項並びに第十二条第四項第二号及び第五項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第二備考6中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同備考7中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「であつて」を「であつて」に改め、同備考8中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、改正後の第七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに別表第二備考6の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第七条第一項、第二項及び第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七条の二第一項、第九条第一項、第十二条第四項及び第五項並びに別表第二備考7及び8の規定を適用する。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（規則七 七）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号口中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第九条第一項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第九条第一項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第九条第一項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に、「第二十八条の四第一項又は法第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務教育職員に関する経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された教育職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務教育職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された教育職員をいう。）とみなして、改正後の第二条第十項の規定を適用する。